



愛媛労働局発表
平成29年7月27日

【担当】
愛媛労働局雇用環境・均等室
室長 藤田 恭子
室長補佐 三好 健太
(電話) 089(935)5222
(FAX) 089(935)5223

報道関係者 各位



愛媛県初！

女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定企業

「パナソニック ヘルスケア株式会社」を3つ星認定！！

—8月4日に認定通知書交付式を行います—

愛媛労働局（局長 濱本 和孝）は、女性活躍推進法に基づき、パナソニック ヘルスケア株式会社（東温市）を、女性の活躍推進を積極的に進めている優良な企業として認定しました。

パナソニック ヘルスケア株式会社は認定の評価項目のすべてを満たした3段階目（資料1）の認定で、愛媛県内で初めての認定企業となります。

今般、愛媛労働局において、下記のとおり認定通知書交付式を行います。

★★★認定通知書交付式★★★

日時：平成29年8月4日（金） 午前10時30分～

会場：愛媛労働局 第一会議室（松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階）

※交付式は全て公開となっております。取材については前日までにご連絡ください。

<女性活躍推進法に基づく認定とは>

女性活躍推進法第9条に基づき、一般事業主行動計画を策定・届出した企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。（資料2）

認定を受けた事業主は、認定マーク「えるぼし」を広告、商品、求人票等に表示し、認定企業であることをアピールすることができるほか、公共調達における加点評価（資料3）を受けられます。

「認定マーク」



愛称：えるぼし

<添付資料>

- 1 パナソニック ヘルスケア株式会社の認定実績
- 2 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく認定を取得しましょう！
- 3 女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業）が公共調達で有利になります！
- 4 「産業ごとの管理職に占める女性労働者の割合の平均値」